経産省による事業

平成31年度

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業

ZEHビルダー/プランナー登録

公募要領

2019年4月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

ZEHビルダー/プランナー登録を申請される皆様へ

ZEHビルダー/プランナー登録申請者は、虚偽の内容を含む申請をしてはなりません。

その内容に偽りがあることがZEHビルダー/プランナー登録後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な申請をしてください。

不正をした事が明らかになった場合は当該ZEHビルダー/プランナーが関連した補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、注意してください。

なお、登録されたZEHビルダー/プランナーが関わる補助事業で補助事業者が導入した設備等については、一般社団法人　環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という）が補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー（設計者・施工者）との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

INDEX

1章 ZEHビルダー/プランナー登録公募

1 ZEHビルダー/プランナー登録公募

1−1 ZEHビルダー/プランナーとは …… 5
1−2 ZEHビルダー/プランナーの役割 …… 5
1−3 ZEHビルダー/プランナー登録 …… 6
（1） ZEHビルダー/プランナー登録の要件 …… 6
1−4 ZEHビルダー/プランナー登録の区分 …… 6
（1） 登録の単位 …… 6
（2） 地域による区分 …… 6
（3） 住宅の種別による区分 …… 7
（4） 「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択 …… 7
1−5 ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報 …… 8
1−6 ZEHビルダー/プランナー登録後の
実績報告とその一部の公表 …… 9
1−7 ZEHビルダー/プランナーの公募～公表 …… 10
（1） 公募 …… 10
（2） ポータルサイトのID取得申込～IDの付与 …… 10
（3） ポータルサイトへの情報入力 …… 10
（4） ZEHビルダー/プランナー登録申請 …… 11
（5） ZEHビルダー/プランナーの確認と登録 …… 12
（6） ZEHビルダー/プランナーの公表 …… 12
1−8 注意事項 …… 12
1−9 提出先及び問合せ先 …… 13
（1） 提出先 …… 13
（2） 発送の注意事項 …… 13
（3） 問合せ先 …… 13

2章 ZEHビルダー/プランナー実績報告

2 ZEHビルダー/プランナー実績報告

2−1 ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ …… 16
（1） 提出期間 …… 16
（2） ポータルサイトへの情報入力 …… 16
（3） ZEHビルダー/プランナー実績報告書提出 …… 16
（4） ZEHビルダー/プランナー実績報告書の確認 …… 18
（5） ZEHビルダー/プランナー評価制度について …… 18
（6） 実績の公表 …… 19
2−2 提出先及び問合せ先 …… 20
（1） 提出先 …… 20
（2） 発送の注意事項 …… 20
（3） 問合せ先 …… 20
2−3 ZEHビルダー/プランナー実績報告書出力フォーマット …… 21

INDEX

3章 本年度の事業に係る情報

3 本年度の事業に係る情報

3－1 本年度新規に登録された
ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
3－2 平成30年度以前に登録された
ZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

4章 関連情報（次年度以降のZEHビルダー/プランナー実績報告と
ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて）

4 次年度以降のZEHビルダー/プランナー実績報告と
ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて

4－1 次年度以降のZEHビルダー/プランナー実績報告について ・・・・・・・・・・・ 27
4－2 ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて ・・・・・・・・・・・・・ 28
（1） ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用対象 ・・・・・・・・・・・ 28
（2） ZEHビルダー・マーク及び
ZEHプランナー・マークの使用目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（3） ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク
使用申込～ダウンロードまでの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
（4） ZEHビルダー・マーク及び
ZEHプランナー・マークの使用に関する注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
4－3 ZEHマークについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（1） ZEHマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
（2） ZEHマークの使用に関する注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

1章　ZEHビルダー/プランナー登録公募

本章は、平成31年度　省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（以下、「本事業」という）において、新規でZEHビルダー/プランナー登録公募に申請する方向けの情報となります。
平成28年度、平成29年度又は平成30年度ZEH支援事業においてZEHビルダー/プランナー登録を行い、本事業で実績報告を行う方は、「2章　ZEHビルダー/プランナー実績報告」（P14）をご確認ください。

1 ZEHビルダー/プランナー登録公募

1-1 ZEHビルダー/プランナーとは

本事業の趣旨（一般公募要領P13参照）ならびに、「ZEHロードマップ」の意義に基づき、自社が受注する住宅のうち『ZEH』、Nearly ZEH及びZEH Oriented（以下、「ZEH」という）が占める割合を2020年度までに50％以上とする事業目標（以下「ZEH普及目標」という）を掲げるハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者、建売住宅販売者等をSIIは「ZEHビルダー/プランナー」と定め、公募します。
SIIは、登録されたZEHビルダー/プランナーをホームページで公表します。
また、政府は、登録されたZEHビルダー/プランナーの情報を元にZEH普及に向けた更なる施策を検討する予定です。

1-2 ZEHビルダー/プランナーの役割

ZEHビルダー/プランナーは、自社のZEHが占める割合を2020年度までに50％以上となる ZEH普及目標と2016年度、2017年度及び2018年度の実績（割合）を自社のホームページや会社概要などで公表して、これの実現に努めてください。
ZEHビルダー/プランナーは、本事業の申請者が新築（または既存改修）するZEHの設計や建築工事及び新築建売住宅を受注する立場となります。

・本事業では、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが設計、建築又は販売を行う住宅であることが申請の要件となります。
・ZEHビルダー/プランナーは手続代行者を兼務することができます。（手続代行者の業務については一般公募要領参照）

【注意】ZEHビルダー/プランナーがZEHの普及に向けた活動を行っていない場合や、SIIがZEHビルダー/プランナーとして不適切と判断した場合、SIIは本事業のZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。

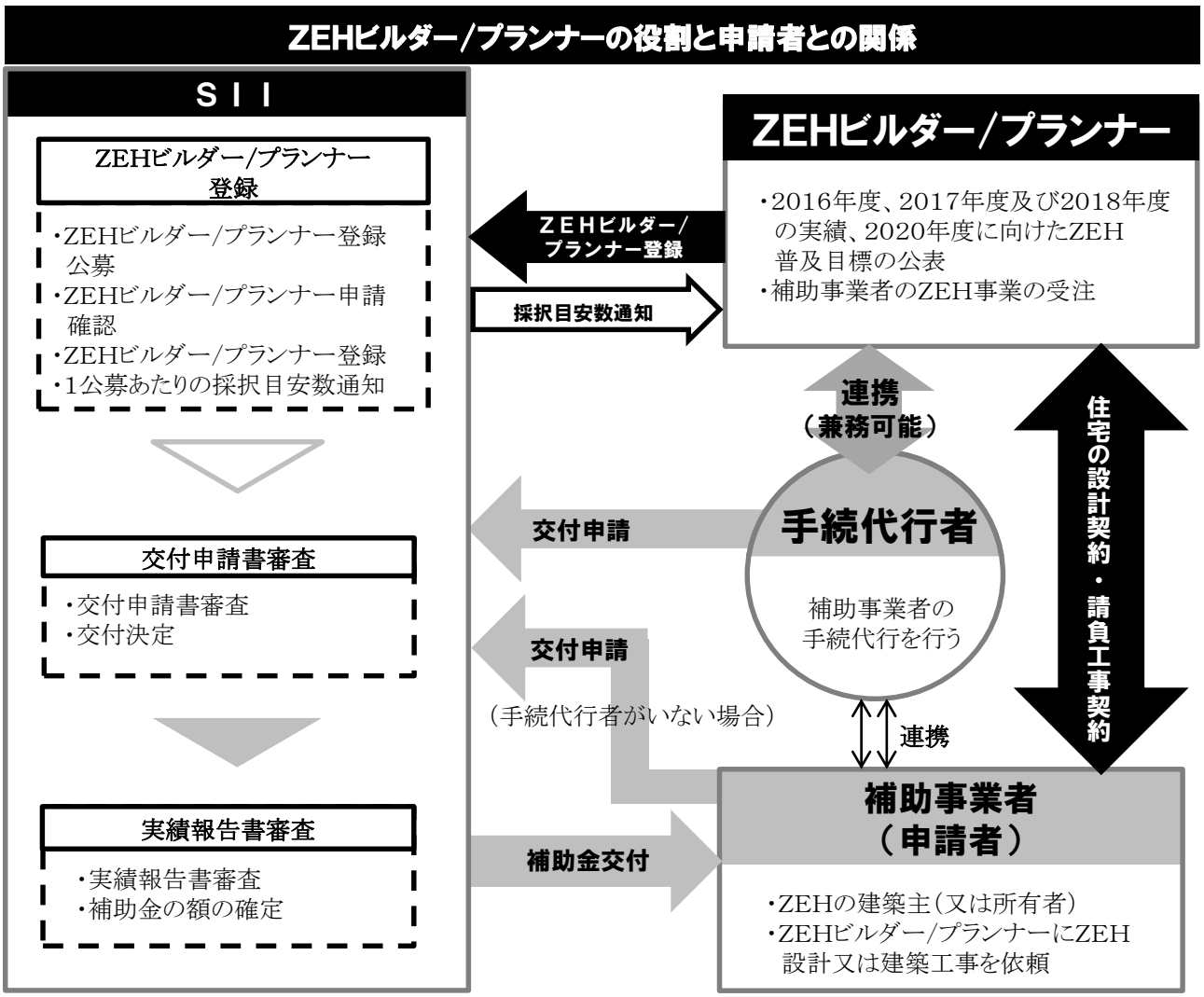

1-3 ZEHビルダー/プランナー登録

（1）ZEHビルダー/プランナー登録の要件

ZEHビルダー/プランナーに登録されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

① 「ZEH普及目標」（P5参照）を有していること。
- ・ZEH普及目標においては、2020年度までの各年度におけるZEHの普及目標も併せて設定すること。（2019年度までは、必ずしも50%以上とする必要はない）
- ・2016年度、2017年度及び2018年度については年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意）を示すこと。

② 2016年度、2017年度及び2018年度のZEH普及実績並びにZEH普及目標について、下記の内容を自社ホームページで公表すること。ホームページを有していない場合、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等に同様の内容を公表すること。

■ ZEH普及目標の掲載について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページに2020年度までのZEH普及目標及び、2016年度、2017年度及び2018年度の年間の建築総数（必須）、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意）を明記してください。

また、登録申請するURLはトップページとし、ZEH普及目標はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、ZEH普及目標掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願いいたします。

③ ZEH普及目標の達成に向けて、具体的な普及策を有していること。

④ ZEHの実績を報告すると共に、報告事項の一部を自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で、ZEH普及目標と併せて公表することに合意すること。

⑤ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。

（注）ZEH普及目標の建築件数の単位は、件数、戸数、軒数いずれでも構いません。また、建築件数については注文住宅及び既存改修の場合、受注、着工、完工のいずれでも構いません。建売住宅の場合は、販売予定又は販売した住宅戸数を計上してください。
二世帯住宅や併用住宅の取扱いについても、各事業者が通常取り扱っている計上方法に則っていただいて構いません。但し、目標の単位と実績報告時の単位は同じものを用いてください。

（注）ZEH普及目標の目標値が下がる変更は原則認めません。

（注）本事業において、新規でZEHビルダー/プランナー登録を行う場合、申請時に2016年度、2017年度及び2018年度における年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意）を提出することで実績報告を完了したものとします。

1-4 ZEHビルダー/プランナー登録の区分

（1）登録の単位

ZEHビルダー/プランナーの登録は、原則として1事業者につき1登録とします。
但し、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網（親会社・支社・支店・子会社・フランチャイズ等）の場合は、グループ網で1登録とします。（本社・本店等が当該グループ網を代表して登録してください。また、グループ網を分割してその一部のみを登録することはできません）

（2）地域による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、北海道の区分（A登録）と、北海道以外の都府県の区分（B登録）に分けて行います。
1事業者がA登録、B登録の両方に登録することは可能ですが、その場合、ZEH普及目標を「北海道」と「それ以外の都府県」のそれぞれで設定する必要があります。

※ この場合において、「北海道」と「それ以外の都府県」とで目標数値の融通を行うことはできません。
北海道で供給する住宅の過半数をZEHとする目標と、それ以外の都府県で供給する住宅の過半数をZEHとする目標の二つを設定する必要があります。

（3）住宅の種別による区分

ZEHビルダー/プランナーの登録は、「注文住宅」、「建売住宅」、「既存改修」の種別毎に登録します。

① 「既存改修」に関するZEH普及目標については、その分母を「断熱改修及び住宅全体の改修」とします。
（「2020年度までに、断熱改修及び住宅全体改修のうち、過半数がZEH化改修とする目標」を
ZEH普及目標として設定してください。水回り設備等の部分改修は対象から除外して構いません）

② 1事業者で、「注文住宅」、「建売住宅」、「既存改修」の複数区分について登録することが可能です。
単独区分の登録も可能です。

※ 複数区分を設定する場合において、異なる住宅種別間で目標数値の融通を行うことができます。
例えば、2020年度時点において注文住宅で70%のZEH化目標、建売住宅で20%のZEH化目標、
注文住宅＋建売住宅で50%以上のZEH化目標を設定した場合、「注文住宅」「建売住宅」の二つの
区分でZEHビルダー/プランナー登録が可能です。

■ 複数区分を設定する場合における、異なる住宅種別間での目標数値の融通計算例

○注文住宅 240件のうち 168件をZEH ・・・・・・・・・・・・ 168/240 = 70%
○建売住宅 60件のうち 12件がZEH ・・・・・・・・・・・・ 12/60 = 20%

この場合

○（**注文住宅＋建売住宅**＝300件）のうち 180件がZEH
・・・・・・・・・・**180/300 = 60%** ＞50%

■ ZEHビルダー/プランナー登録の例

	注文住宅	建売住宅	既存改修
A 登録（北海道）	○		
B 登録（他の都府県）	○	○	

1事業者が、上記の区分でZEHビルダー/プランナー登録された場合、①北海道内での建築請負契約を行った注文住宅のZEH、②北海道以外の都府県で建築請負契約を行った注文住宅のZEH、③北海道以外の都府県で販売する建売住宅のZEH、の3種類が補助対象となります。

この場合、「北海道の注文戸建についてのZEH過半数目標」、「北海道以外の都府県の注文戸建と建売住宅の合計についてのZEH過半数目標」の二つのZEH普及目標を設定し、登録を受ける必要があります。

③ 建売住宅ZEHビルダー/プランナーにおける2020年度ZEH普及目標について

住宅の種別による区分において「建売住宅」の種別区分を有する者のZEH普及目標は、従来の「全体で50%以上」に加え、「注文住宅のみで50%以上（注文住宅全体のうち、ZEHの注文住宅合計が50%以上）」でも可とします。
但し、住宅の種別による区分に「建売住宅」を含み、且つ「注文住宅」を含まない者の2020年度時点でのZEH普及目標は、必ずしも50%以上である必要はありません。

（4）「ZEHビルダー」、「ZEHプランナー」の選択

申請者は、ZEHビルダー/プランナー登録にあたり、「ZEHビルダー」又は「ZEHプランナー」いずれかの名称を選択することができます。自社の業種（住宅施工・住宅設計・住宅販売等）に見合う名称を選択してください。
但し、「ZEHビルダー」を選択した方はZEHビルダー・マークのみ、「ZEHプランナー」を選択した方はZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

1-5 ZEHビルダー/プランナー登録に必要な情報

① 登録申請書
・ZEHビルダー/プランナー登録申請書

② ZEH事業計画
・ 2016年度、2017年度及び2018年度については年間の建築総数（必須）及び、ZEHの普及目標（任意）、ZEHの普及実績（任意）
・ 2018年度のZEH Orientedの建築実績（必須）、『ZEH＋』及びNearly ZEH＋の建築実績
※『ZEH＋』及びNearly ZEH＋の建築実績については建築件数を把握している場合はその実績を報告し、把握できていない場合は「0」計上を認めます。
・ 2019年度～2020年度の年間建築目標（2年分）
各年度のZEH受注の割合
※ 目標は、2020年度にZEHの割合が50％以上になっていることが求められます。
（緩和措置を受ける建売住宅ZEHビルダー/プランナーを除く）
※ A登録、B登録の両方に登録申請する場合には、それぞれ目標値を設定してください。（P7参照）
※ 注文住宅、建売住宅、既存改修の複数区分で登録申請する場合は、「A登録」内、「B登録」内で目標値の融通を行うことができます。（P7参照）
・ 目標達成に向けた具体策
1. ZEHの周知・普及に向けた具体策
2. ZEHのコストダウンに向けた具体策
3. その他の取り組み等
4. 新築注文戸建住宅への取り組み
5. 新築建売戸建住宅への取り組み
6. 既存戸建住宅の改修への取り組み

③ 会社概要（実施体制図が分かるもの。カタログ等でも可）
※ 支店・代理店等がある場合は、支店網・フランチャイズ網等も明記してください。

④ 印鑑証明書（申請前3カ月以内に発行されたもの）

⑤ 各種許可証・登録証の写し（建設業の場合は原則、一般建設業許可証又は特定建設業許可証の写し、建築設計事務所の場合は建築士事務所登録証の写し）
※ 建売住宅の区分でZEHビルダー/プランナー登録する場合は、宅地建物取引業免許の写し
※ 上記のいずれの資格も有しない場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人との保険契約締結証明書の写し

⑥ ZEH目標の公表資料（自由様式）

1-6 ZEHビルダー/プランナー登録後の実績報告とその一部の公表

ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者は、事業年度終了後、以下の内容を年度毎に報告する必要があるので、注意してください。（詳細はP14～P21「2章 ZEHビルダー/プランナー実績報告」をご確認ください）

① 事業年度におけるZEHの割合（登録された区分毎に実績を分けて報告すること）
② ①の算出の根拠となる以下の資料
　1. 事業年度における住宅建築件数
　2. 事業年度における『ZEH』、『ZEH＋』の建築件数
　3. 事業年度におけるNearly ZEH、Nearly ZEH＋の建築件数
　4.事業年度におけるZEH Orientedの建築件数
③ ZEHの普及に向けて行った取り組み内容
④ ZEHの外皮性能（U_A値）の分布（任意）
⑤ エネルギー消費削減率の分布（任意）
⑥ BELSの取得割合、BELSの取得目標宣言及びBELS工務店情報（任意）

・建築件数の単位（件数、戸数、軒数）は、ZEHビルダー/プランナー登録時の単位と同じものを用いてください。
・ZEHビルダー/プランナー登録時に設定したZEH普及目標を達成していなくても、そのことのみを理由として、ZEHビルダー/プランナーの登録を取り消したり、補助金の返還を求めることはありません。
但し、ZEH普及目標を達成しなかった場合には、その理由等の分析を行ってください。
・④～⑥は任意報告事項です。必ずしも報告しなくても構いませんが、ZEHビルダー/プランナー評価制度（P18）の項目に含まれます。
・本報告は、2020年までの間、毎年度報告する必要があります。（本事業において登録を受けたZEHビルダー/プランナーの第1回目の報告は、2019年度の実績内容を2020年度に報告していただきます。時期、提出先等は今後ZEHビルダー/プランナーに登録された事業者にご連絡します）

上記報告事項のうち、「①事業年度におけるZEHの割合」については、自社ホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表すること。

・②～⑥については、公表しなくとも問題ありません。

（注）政府は、ZEHビルダー/プランナーの登録情報や報告された内容を、ZEH普及状況の確認や公表、更なるZEH普及施策の実施や検討等に用いる予定ですので、あらかじめご了承ください。
なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う予定です。

1-7 ZEHビルダー/プランナー登録の公募～公表

ZEHビルダー/プランナーの公募から公表までの手順は、以下の流れに沿って行います。

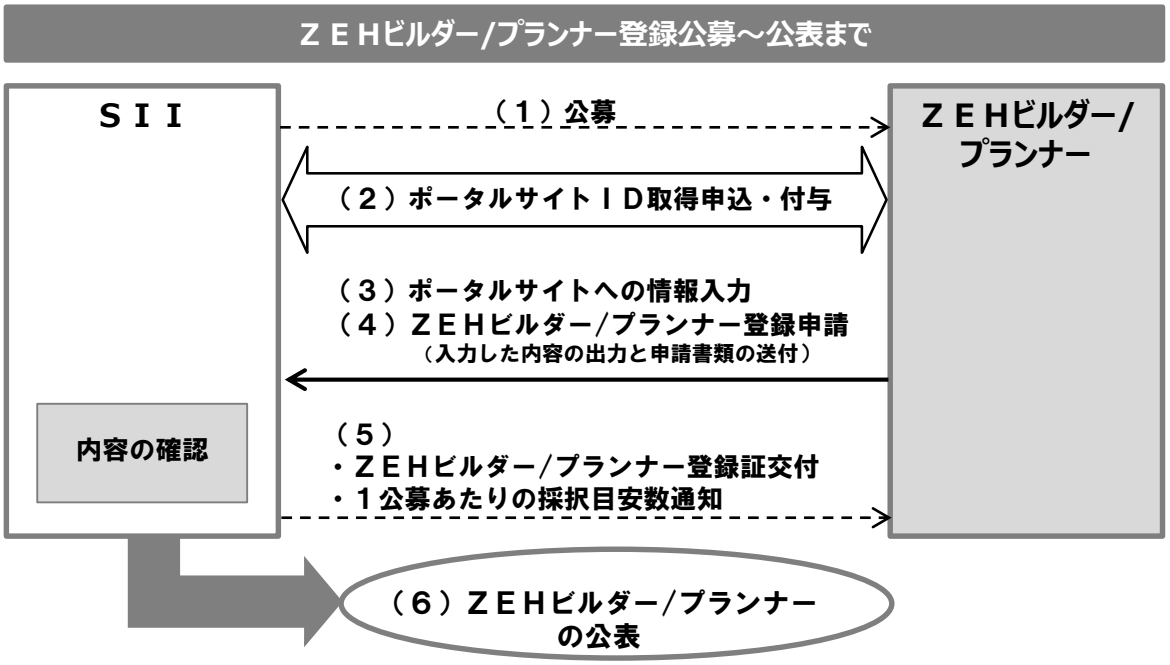

ZEHビルダー/プランナー登録の申請は、インターネット環境並びにEメールの送受信環境を利用して行います。
インターネット環境並びにEメール送受信環境をお持ちでない方で、ZEHビルダー/プランナー登録を希望する方は、その旨をSIIまでお問い合わせください。

（１）公募

SIIは以下の期日にZEHビルダー/プランナーを公募します。

公募期間：2019年4月5日（金）～ 2020年1月31日（金）17時必着
追加公募期間：2020年2月20日（木）～2020年2月28日（金） 17時必着

※ 第1回公表日（4月24日）にZEHビルダー/プランナーの登録を希望する場合には4月12日（金）17時必着で、申請書類が到着するように送付してください。
※ 第2回公表日（5月24日）にZEHビルダー/プランナーの登録を希望する場合には5月10日（金）17時必着で、申請書類が到着するように送付してください。

書類に不備等がある場合には、上記期日までに申請された場合でも、当該公表日に公表できないことがありますので、注意してください。

（２）ポータルサイトのID取得申込 ～ IDの付与

ZEHビルダー/プランナーの登録申請は、SIIがWEB上に設置するポータルサイトを活用して行ってください。
① SIIホームページからID取得の申込手続きを行ってください。
② ID取得申込後、登録したメールアドレス宛にアカウント情報（ID、パスワード）が通知されます。

※ ID取得申込以降のポータルサイトの運用についてはSIIホームページに掲載の「ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイト・マニュアル.pdf」を参照してください。

（３）ポータルサイトへの情報入力

アカウント情報を通知したメールに記載されているZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトのURLにアクセスして、取得したID・パスワードでログインして必要事項を入力してください。

（4）ZEHビルダー/プランナー登録申請

ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトの入力が完了したら、PDF出力の「ZEHビルダー/プランナー登録申請書」をクリックしてポータルサイト上で生成されるPDF（下表No.①）を出力してください。
必要箇所に捺印し、下表②～⑤の書類と併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。
なお、申請書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。
※ 捺印は必ず「登録印」で行ってください。
※ 1事業者が「A登録」と「B登録」の両方に申請する場合は、同一のファイリングとすることで②～⑤の書類については共通の提出書類で可とします。

＜申請書類一覧＞

	インデックス名	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	登録申請書	指定（定型様式 7-4-1）	ZEHビルダー/プランナー登録申請書（ZEHビルダー/プランナーに係る誓約事項に同意しているもの）	●	
②	会社概要書	様式自由	会社概要書		カタログ等でも可 以下の内容が含まれること ・会社名 ・代表者 ・所在地 ・実施体制図
③	印鑑登録	写し	印鑑証明書		3カ月以内に発行されたもの
④	各種許可証・登録証	写し	各種許可証・登録証の写し又は下記いずれの資格も有しない場合、住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約締結証明書の写し ・一般建設業許可証 ・特定建設業許可証 ・建築士事務所登録証 ・宅地建物取引業免許　等		「ZEHビルダー」登録を希望する者は建設会社としての、「ZEHプランナー」登録を希望する者は建築設計会社としての各種許可証・登録証の写しを提出すること
⑤	目標公表資料	様式自由	ZEH目標公表資料		ホームページ又は会社概要等に目標を公表し、該当箇所が確認できる書類を提出

（注）申請書類に不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

＜⑤ 目標公表資料について＞

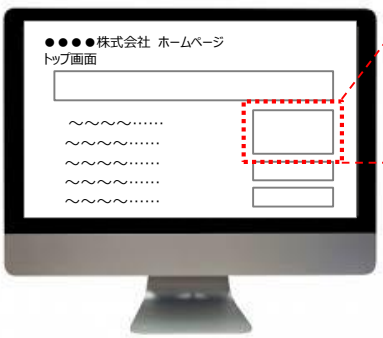

例

ZEH普及目標と実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実績（年間建築総数）			ZEH普及目標	
3件	10件	15件	45%	75%

2020年度目標は50%以上となっていること

目標公表資料は、下記項目を含めた上で作成してください。
ホームページ上で公表した場合は、該当ページの出力を提出すること。

・2016年度、2017年度及び2018年度の建築総数
・2019年度、2020年度のZEH普及目標

以下項目は任意とします。
・2016年度、2017年度及び2018年度のZEH普及目標
・2016年度、2017年度及び2018年度のZEH普及実績

＜ファイリング方法＞

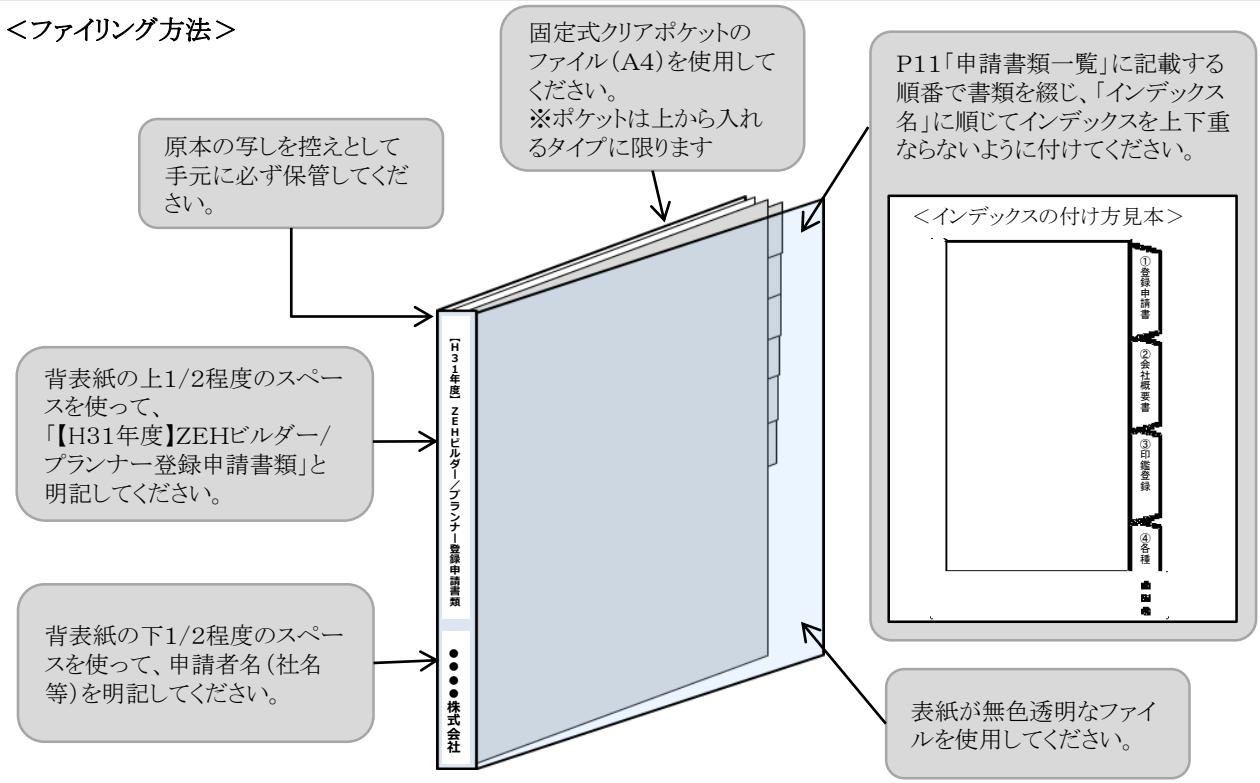

（5）ZEHビルダー/プランナーの確認と登録

SIIは、公募期間中に届いたZEHビルダー/プランナー登録申請内容について確認を行い、適正であると認めた申請者に対してZEHビルダー/プランナー登録証を交付すると共に、1公募あたりの採択目安数を通知します。（P23参照）
また、登録されたZEHビルダー/プランナーを定期的にSIIホームページにて公表します。
確認の結果は登録の可否に関わらず申請者に通知します。

（6）ZEHビルダー/プランナーの公表

SIIでは確認が完了し、適正であると認めた登録申請者に対して、ZEHビルダー/プランナーとして登録し、下記の期日に公表します。

第1回公表日 ： 2019年4月24日（水）［4月12日（金）17時必着］
第2回公表日 ： 2019年5月24日（金）［5月10日（金）17時必着］

第3回以降については2019年6月以降、月に1回を目安に公表します。
公表日等のスケジュールについてはSIIホームページにて最新の情報をご確認ください。

※ 個別の問合わせについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

1-8 注意事項

ZEHビルダー/プランナーの登録申請を行う者は以下の点にご注意ください。

① SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力してください。

② 不正な方法でZEHビルダー/プランナーに登録申請した場合、ZEHビルダー/プランナーが正当な理由なく実績報告を行わない場合、ZEHの割合の公表を行わない場合、虚偽の実績報告を行った場合、ZEHの普及に向けた活動を全く行っていない場合等ZEHビルダー/プランナーとして不適切であると判断した場合、SIIはZEHビルダー/プランナー登録を抹消することができるものとします。
また、ZEHビルダー/プランナーによる不正行為によってZEHビルダー/プランナー登録が抹消された場合には、その旨の公表の他、これに関わった補助事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求めることもあり得ますので、ご注意ください。

③ ZEHビルダー/プランナーの登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、その指示に従ってください。

1-9　提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先

（1）提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。
複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。
なお、こちらは平成31年度　ZEHビルダー/プランナー登録の提出先を示したものです。申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

申請書提出先シート

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7　恒産第3ビル9階
一般社団法人　環境共創イニシアチブ　ZEH事務局内
『平成31年度　ZEHビルダー/プランナー登録』　申請係

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　**電話番号**＿＿＿＿＿＿＿＿

※あてはまる内容物にチェックをしてください
☐ **登録申請書**
☐ **その他の書類**

使用例

（2）発送の注意事項

① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。

② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。

③ 必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付してください。

④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。

⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

（3）問合せ先

TEL：03－5565－4081（10時～17時 平日のみ）

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

2章　ZEHビルダー/プランナー実績報告

本章は、平成28年度、平成29年度又は平成30年度ZEH支援事業においてZEHビルダー/プランナー登録を行ったZEHビルダー/プランナーによる「平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」についての要領となります。
本事業において新規にZEHビルダー/プランナー申請を行う方は、「1章　ZEHビルダー/プランナー登録公募」（P4）をご確認ください。

2 ZEHビルダー/プランナー実績報告

平成28年度、平成29年度又は平成30年度ZEH支援事業において、ZEHビルダー/プランナー登録を受け、公表されたZEHビルダー/プランナーは、申請時に設定した2018年度の目標に対する実績報告書をSIIが定める期間内に提出する必要があります（平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告）。
SIIは、提出された2018年度のZEH普及実績等に応じて、ZEHビルダー/プランナー毎に、環境省による「平成31年度　ZEH支援事業」における1公募あたりの採択目安数を設定し、これを通知します。
また、SIIは提出された2018年度のZEH普及実績等をもとに、5段階の評価制度を実施します（ZEHビルダー/プランナー評価制度）。
なお、ZEHビルダー/プランナー毎の2018年度におけるZEH普及実績（割合）は2020年度までのZEH普及目標と併せてSIIホームページにて公表します。また、SIIはZEHビルダー/プランナー評価制度において評価の高いZEHビルダー/プランナーをホームページにて公表します。

※「平成31年度　ZEH＋実証事業」の提案応募は、平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書の内容を加味して戸数割当が交付されます。

※ SIIの登録を受けたZEHビルダー/プランナーが「平成31年度　ZEH支援事業」「平成31年度　ZEH＋実証事業」「平成31年度　ZEH＋R強化事業」で申請する住宅に関与する場合、
ZEHビルダー/プランナー実績報告書を提出し、公表されていることが要件となります。

※ ZEHビルダー/プランナーは、2020年度までのZEH普及目標と併せて、SIIに報告した2018年度の実績報告を自社のホームページ、会社概要又は一般消費者の求めに応じて表示できる書類等で公表する必要があります。

■ZEH普及実績の公表について

自社ホームページを有している場合は、そのホームページに掲載されているZEH普及目標と併せて、ZEH普及実績を明記してください。ZEH普及実績はトップページに掲載するか、トップページ以外に掲載する場合は、掲載ページへのアクセスをしやすくなるように、表示等の工夫をお願いいたします。

【前年度（平成29年度ZEHビルダー実績報告）からの変更点】

2019年度におけるZEHビルダー/プランナー実績報告の対象を追加
（1）ZEH Oriented ※1の定義に合致する場合、普及実績を報告対象に追加。
（2）『ZEH＋』及びNearly ZEH＋の建築実績については建築件数を把握している場合はその実績を報告し、把握していない場合は「0」計上を認めます。

※1 ZEH Orientedの定義
以下の①～②の全てに適合した住宅
① 強化外皮基準（1～8地域の平成28年省エネルギー基準（η_{AC}値、気密・防露性能の確保等の留意事項）を満たした上で、U_A値 1、2地域：0．4［W／㎡K］以下、3地域：0．5［W／㎡K］以下、4～7地域：0．6［W／㎡K］以下）
② 再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20％以上の一次エネルギー消費量削減
※ 再生可能エネルギー未導入でも可。
※ 都市部狭小地（北側斜線制限の対象となる用途地域（第一種及び第二種低層住宅専用地域並びに第一種及び第二種中高層専用地域）等であって、敷地面積が85㎡未満である土地。但し、住宅が平屋建ての場合は除く）に建築される場合に限る。

2 -1 ZEHビルダー/プランナー実績報告の流れ

ZEHビルダー/プランナー実績報告は以下の流れに沿って行います。

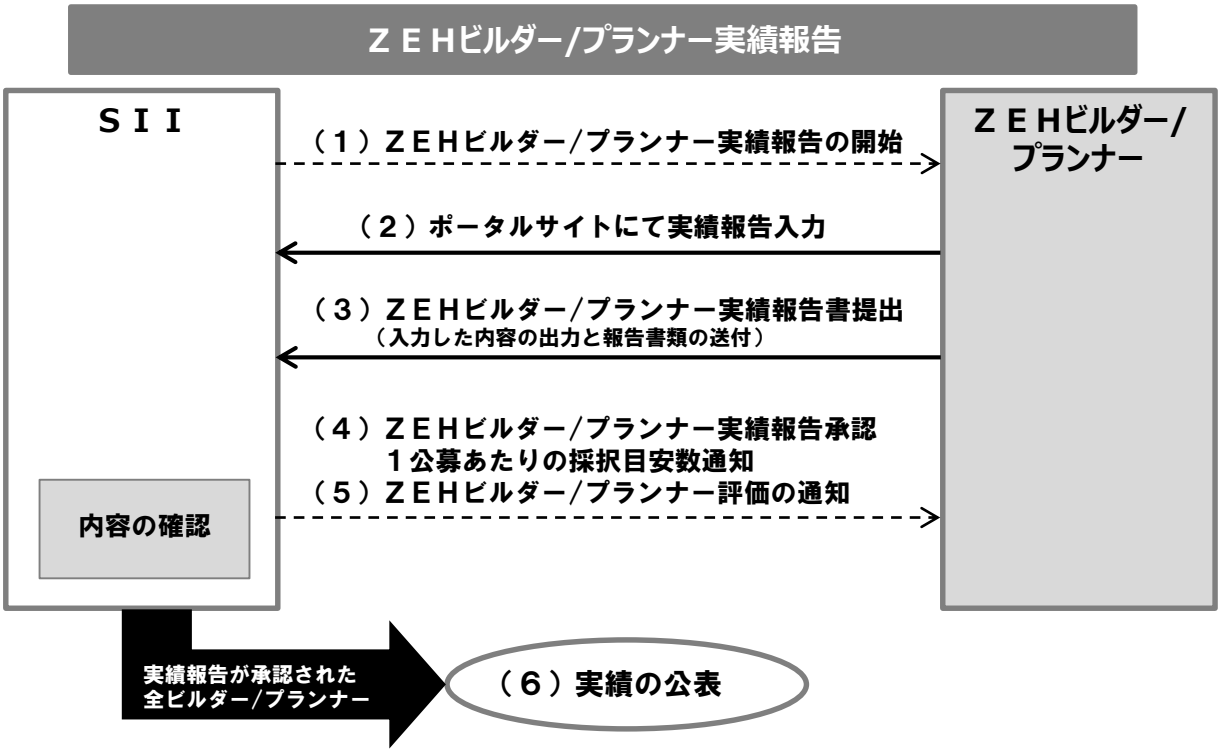

（1）提出期間

ZEHビルダー/プランナーは以下の期間内にZEHビルダー/プランナー実績報告書を提出してください。

実績報告期間：2019年4月5日（金）～ 2019年5月7日（火）17時必着

（2）ポータルサイトへの情報入力

平成28年度、平成29年度又は平成30年度ZEH支援事業において、ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った際に取得したポータルサイトのID、パスワードを利用してZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトにログインして必要事項を入力してください。
※ なお平成30年度の実績報告に限り、2019年度以降のZEH普及目標を修正することを認めます。

（3）ZEHビルダー/プランナー実績報告書提出

ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトへの入力が完了したら、PDF出力の「ZEHビルダー/プランナー実績報告書（鑑）」ボタンをクリックして、ポータルサイト上で生成されるPDFを出力してください。
必要箇所に捺印し、P17＜提出書類一覧＞①～⑤（③～⑤は該当する場合のみ）の書類を併せてSIIが指定する方法でファイリングし、送付してください。
なお、実績報告書類一式は原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。
※ 捺印は必ず「登録印」で行ってください。

＜提出書類一覧＞

No	様式	申請書類名称	ポータル出力	注意事項
①	指定（定型様式 7-4-2）	ZEHビルダー/プランナー実績報告書	●	
②	様式自由	ZEH普及実績及び目標公表資料		・ホームページまたは会社概要等に実績を公表し、該当部分を色付きのペン等で囲んだ書類を提出 ・2018年度の実績及び2019年度、2020年度の目標が掲載されていること
③	―	※該当する場合のみ BELS表示割合の公表資料		実績報告時、BELSの取得件数項目においてBELSの取得割合を入力した場合は提出必須
④	―	※該当する場合のみ BELS工務店であることを証明する書類		実績報告時、BELSの取得件数項目においてBELS工務店情報にチェックを入れた場合は提出必須
⑤	―	※該当する場合のみ 各種許可証・登録証の写し ・一般建設業許可証 ・特定建設業許可証 ・建築士事務所登録証 ・宅地建物取引業免許　等		実績報告時、許可証情報を変更した場合は提出必須

＜ファイリング方法＞

① ZEHビルダー/プランナー実績報告書

ZEHビルダー/プランナー・ポータルサイトで入力し、出力したもの

② 実績及び目標公表資料

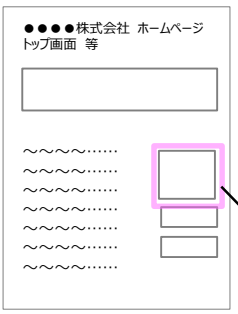

・実績及び目標が公表されているホームページの出力又は会社案内等（様式は上図を参照）
・該当箇所を色付きのペン等で囲んであること

※該当する場合のみ

③ BELS表示割合の公表資料

④ BELS工務店であることを証明する書類

・自社のBELS表示割合が公表されている資料
・BELS工務店であることが証明できる書類
（ホームページによる公表等）

※該当する場合のみ

⑤ 各種許可証・登録証の写し

クリアファイル（無色透明）

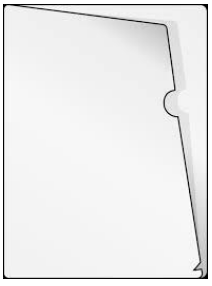

①②③④⑤（③、④、⑤は該当する場合のみ）の順に無色透明なクリアファイルにファイリングしてSIIへ送付（P20参照）
※A登録、B登録両方で実績報告を行う場合は、別々のクリアファイルにファイリングをした上で送付は同一便で可とします。

＜② ZEH普及実績及び目標公表資料について＞

自社ホームページ等で公表しているZEH普及目標に、2018年度のZEH普及実績を追加（下図青枠部分）し、該当ページの出力を提出すること。

目標公表資料は以下の項目を必ず記載するようにしてください。
（実績報告の内容はSIIのホームページで公開されますので、留意してください。）

【実績】2016年度・2017年度・2018年度のZEH普及実績[%]
（※ ZEH普及実績を公表できない場合は、戸建住宅の総建築数）
【目標】2019年度、2020年度のZEH普及目標[%]

（注）ZEH普及目標は『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む割合であること。

例　ＺＥＨ普及目標と実績

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実績			ＺＥＨ普及目標	
5%	15%	30%	40%	50%

（4）ZEHビルダー/プランナー実績報告書の確認

SIIは、実績報告期間中に届いたZEHビルダー/プランナー実績報告内容について確認を行い、適正であると認めたZEHビルダー/プランナーに通知書を送付します。
確認の結果は可否に関わらずZEHビルダー/プランナーに通知します。

また、本事業では、提出された実績報告に基づき、ZEHビルダー/プランナー毎に1公募あたりの採択目安数を設定し（P24参照）、通知します。

（5）ZEHビルダー/プランナー評価制度について

ZEHビルダー/プランナーによるZEH普及への取り組みの加速を促すため、ZEHビルダー/プランナー実績報告の項目に応じて評価制度を実施します。
ZEHビルダー/プランナーの評価は、以下に示す①～⑤の順に項目を評価し、評価項目を満たした段階に応じて5段階の評価を行い、ZEHビルダー/プランナー実績報告書の確認後の通知と併せて送付します。
また、SIIは評価の高いZEHビルダー/プランナーをホームページにて公表します。
評価を受けるには平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書を提出していることが必須となります。

【評価項目】

① 前年度（2018年度）のZEHビルダー/プランナー実績報告の有無。

② 前年度（2018年度）のZEH普及実績及び各年のZEH普及目標・実績の自社ホームページにおける表示の有無。

【注意】自社ホームページにおける当該情報の掲載は原則トップページであること。トップページ以外に掲載する場合は、トップページから当該ページへの直リンクを常設すること。

③ 前年度（2018年度）において、ZEHビルダー/プランナーとして『ZEH』又はNearly ZEHの建築実績を有している。※1

④ 前年度（2018年度）の自社のZEH普及目標を達成している。又は年間に供給する住宅の過半以上が『ZEH』又はNearly ZEHとなっている。※1

⑤ 次のいずれかに相当する

1. ZEHビルダー/プランナー実績報告の際に『ZEH』又はNearly ZEHのUA値及びエネルギー消費削減率の分布をSIIに報告している。（報告数が対象の9割に満たない場合は、評価の対象とならないので注意すること。）
2. 「2020年までに自社で建設する全物件へのBELS表示」を自社目標に掲げ、毎年度、自社物件のBELS表示割合について公表すると共にSIIに報告している。又は、国土交通省による地域型住宅グリーン化事業における「BELS工務店」登録を受けている。

※1 住宅の種別による区分に「注文住宅」が含まれる場合、ZEH普及目標及びZEH普及実績は注文住宅の数値のみを用いて評価を行います。

（注）目標値が0、又は報告を行った結果の合計値が0の場合は評価対象とならないので注意すること。

（6）実績の公表

SIIでは、提出されたZEHビルダー/プランナー実績報告書の確認が完了し、適正であると認めた場合、下記の期日にSIIホームページに掲載するZEHビルダー/プランナー一覧において、ZEHビルダー/プランナー毎に実績報告の実施有無及び2018年度におけるZEH普及実績（割合）を公表します。

公　表　日　：2019年 5月24日（金）

※ 詳細については、SIIホームページをご確認ください。

※ 個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

■SIIホームページ公表イメージ

登録名称（屋号）	登録年度	登録種別	ZEHビルダー/プランナーの種別	ZEH普及目標と実績 ＜自社が受注する住宅のうちZEHが占める割合＞ 2016年度 目標 / 実績	2017年度 目標 / 実績	2018年度 目標 / 実績	2019年度	2020年度	連絡先
○○ホーム ★★★★★	28	B	注 建 改	全 3% / 全 5%	全 12% / 全 15%	全 25% / 全 30%	全 40%	全 50%	0000-00-0000 ホームページ
△△ホーム	29	B	注 建	全 10% / 全 5%	全 20% / 全 15%	全 30% / 全 25%	全 40%	全 55%	0000-00-0000
□□ホーム	30	A	注	全 0% / 全 0%	全 10% / 全 7%	全 25% / 全 25%	全 35%	全 50%	0000-00-0000

2-2　提出先及び問合せ先

提出先及び問合せ先

（1）提出先

以下の「申請書提出先シート」を切り取り、必ず枠内の**会社名・担当者氏名・電話番号を明記し、内容物欄にチェックをした上で封筒等に貼り付けて**提出してください。
複数の個口に分けて提出する場合は、「申請書提出先シート」を複製して利用ください。
なお、こちらは平成30年度　ZEHビルダー/プランナー実績報告の提出先を示したものです。申請書の提出先は、事業によって異なりますので、他の事業には絶対に使いまわさないでください。

申請書提出先シート

〒104-0061
東京都中央区銀座2-16-7　恒産第3ビル9階
一般社団法人　環境共創イニシアチブ　ZEH事務局内
『平成30年度　ZEHビルダー/プランナー実績報告』　係

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　**電話番号**＿＿＿＿＿＿＿＿

※あてはまる内容物にチェックをしてください
☐ **実績報告書**
☐ **その他の書類**

使用例

（2）発送の注意事項

① 他の事業の「申請書提出先シート」使いまわし等により、提出先に間違いがある場合は申請書を受理できないので注意してください。

② SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。

③ 必ず配送状況が確認できる手段（簡易書留等）で送付してください。

④ 申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので、注意してください。

⑤ 申請書の持ち込みは受理しないので注意してください。

（3）問合せ先

TEL：03－5565－4081（10時～17時 平日のみ）

※ 上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

2-3 ZEHビルダー/プランナー実績報告書出力フォーマット

【定型様式7-4-2 ZEHビルダー/プランナー実績報告書】

ＺＥＨビルダー/プランナー実績報告書

ＺＥＨビルダー/プランナー登録番号

年　　月　　日

定型様式７-４-２

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代　表　理　事　　赤池　学　殿

登録申請者　郵便番号

所在地

事業者名　　自動表示

代表者名　　代表者印 登録印

平成３１年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）

（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）

ＺＥＨビルダー/プランナー実績報告書

一般社団法人　環境共創イニシアチブが登録・公表を行うＺＥＨビルダー/プランナー登録制度において、当社が登録を受けたＺＥＨビルダー/プランナー登録番号のＺＥＨビルダー/プランナー実績について、以下確認の上報告します。

１．私は、ＺＥＨビルダー/プランナー実績報告を一般社団法人 環境共創イニシアチブに提出するに当たって、ＺＥＨビルダー/プランナー登録申請時の「ＺＥＨビルダー/プランナー登録に係る誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意している。

２．ＺＥＨビルダー/プランナー・ポータルサイトに入力した内容について責任をもち、虚偽・不正が一切なく、事実と相違ないことを確認している。

３．入力内容に虚偽・不正が発覚した場合、ＳＩＩはＺＥＨビルダー/プランナー登録を抹消することができることを理解し、了承している。

3章　本年度の事業に係る情報

3 本年度の事業に係る情報

3-1 本年度新規に登録されたZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

SIIは、本年度登録されたZEHビルダー/プランナー毎に2019年度のZEH普及目標等に応じた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。
各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。
なお、採択目安数は環境省による「平成31年度 ZEH支援事業」の公募申請においてのみ適用されます。

【1公募あたりの採択目安数算出方法】

① 2019年度のZEH普及目標等に応じた算出値
採択目安数の設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。
なお、住宅の種別による区分に「注文住宅」を含み登録されたZEHビルダー/プランナーの場合、要素となる数値は「注文住宅」の報告値を設定します。

■算出値の算出方法

（2018年度における年間実績数）※1 × （2019年度 ZEH普及目標 [%]）
× （2018年度 ZEH実績 [%]） ／ （2018年度 ZEH普及目標 [%]）※2 ※3

※1 ZEHビルダー/プランナー登録申請時に提出する年間の建築総数
※2 （2018年度 ZEH実績[%]） ／ （2018年度 ZEH普及目標[%]）の上限は「1」とする。
※3 本事業において新規でZEHビルダー/プランナーに申請したZEHビルダー/プランナーについては、2018年度ZEH実績[%]及び、2018年度ZEH普及目標[%]がない場合（「0」の場合を含む）は（2018年度ZEH実績[%]） ／ （2018年度ZEH普及目標[%]）を「0」として算出。

② 採択目安数の設定
①で算出した値に応じ、下表のとおり、1公募あたりの採択目安数を設定します。

算出値	1公募あたりの採択目安数
0以上 1，000未満	45
1，000以上 2，500未満	112
2，500以上 5，000未満	225
5，000以上	450

（注） 採択目安数は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

3-2 平成30年度以前に登録されたZEHビルダー/プランナーに対する採択目安数

SIIは、平成28年度、平成29年度又は平成30年度ZEH支援事業において登録されたZEHビルダー/プランナー毎に、平成30年度ZEHビルダー/プランナー実績報告に基づいた1公募あたりの採択目安数を以下の算出方法により設定し、通知します。
各公募において採択目安数を超える申請があった場合、超過した申請は受理しません。
なお、採択目安数は環境省による「平成31年度　ZEH支援事業」の公募申請においてのみ適用されます。

【1公募あたりの採択目安数算出方法】

① 2019年度のZEH普及目標等に応じた算出値
採択目安数の設定にあたり、以下の要素により算出値を求めます。
なお、住宅の種別による区分に「注文住宅」を含み登録されたZEHビルダー/プランナーの場合、要素となる数値は「注文住宅」の報告値を設定します。

■算出値の算出方法

（2018年度における年間実績数）※1 × （2019年度 ZEH普及目標［%］）
× （2018年度 ZEH実績［%］） ／ （2018年度 ZEH普及目標［%］）※2

※1 ZEHビルダー/プランナー実績報告時に提出する年間の建築総数
※2（2018年度 ZEH実績[%]） ／ （2018年度 ZEH普及目標[%]）の上限は「1」とする。
（注）2018年度 ZEH普及目標を「0%」としていた場合、算出値は「0」となります。

② 採択目安数の設定
①で算出した値に応じ、下表のとおり、1公募あたりの採択目安数を設定します。

算出値	1公募あたりの採択目安数
0以上 1，000未満	45
1，000以上 2，500未満	112
2，500以上 5，000未満	225
5，000以上	450

（注） 採択目安数は、当該ZEHビルダー/プランナーにのみ通知し、一般公表は行いません。

4章　関連情報

（次年度以降のZEHビルダー/プランナー実績報告と ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、 ZEHマークについて）

4 次年度以降のZEHビルダー/プランナー実績報告と ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク、ZEHマークについて

4-1 次年度以降のZEHビルダー/プランナー実績報告について

経済産業省　資源エネルギー庁では、ZEHビルダー/プランナー実績報告において、ZEH＋(Nearly ZEH＋含む) ※1 についても「2019年度ZEHビルダー/プランナー実績報告」の対象とします。

・『ZEH＋』及びNearly ZEH＋の建築実績については建築件数を把握している場合はその実績を報告し、把握していない場合は「0」計上を認めます。

・報告する内容は、2019年度のZEH＋（Nearly ZEH＋を含む）実績（補助事業外での実績を含む）を集計し、次年度のZEHビルダー/プランナー実績報告において報告すること。

※1 ZEH＋の定義

以下の①～③の全てを満たす住宅

① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること

② 更なる省エネルギーの実現（再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から25％以上の一次エネルギー消費量が削減されていること）

③ 売電のみを前提とせず、自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置とし、以下3つのうち2つ以上を導入すること

・外皮性能の更なる強化

・高度エネルギーマネジメント

・電気自動車等を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備

4-2 ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークについて

SIIでは、登録されたZEHビルダー/プランナーを対象として、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用申込を受け付けています。
ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーのみが使用できます。
ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用申込は、SIIホームページ上で随時受け付けしており、ダウンロードされたZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークには、ZEHビルダー/プランナー毎に付与されているZEHビルダー/プランナー登録番号が付番されます。
（ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークは、ZEHビルダー/プランナー登録番号を外した使用はできません）

■ZEHビルダー・マークのサンプル

■ZEHプランナー・マークのサンプル

（1）ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用対象

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーは、選択した登録名称区分に応じたマークを使用することが可能です。
ZEHビルダーはZEHビルダー・マークのみ、ZEHプランナーはZEHプランナー・マークのみ使用可能です。

（2）ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用目的

SIIに登録されたZEHビルダー/プランナーが、販促・宣伝等の活動を行う際に、ZEHビルダー/プランナーである旨を示す事を目的として、マークを使用することができます。
なお、上記で示した目的外の使用は禁止します。

＜使用例＞
社員の名刺、ホームページ、広告媒体への掲載、カタログやパンフレット類への掲載、各種ノベルティグッズ展開、展示会場等におけるサイン等。

※ 使用の際は、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用ガイドライン」を必ず確認してください。

（3）ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用を希望するZEHビルダー/プランナーは、ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力の上、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークをダウンロードしてください。

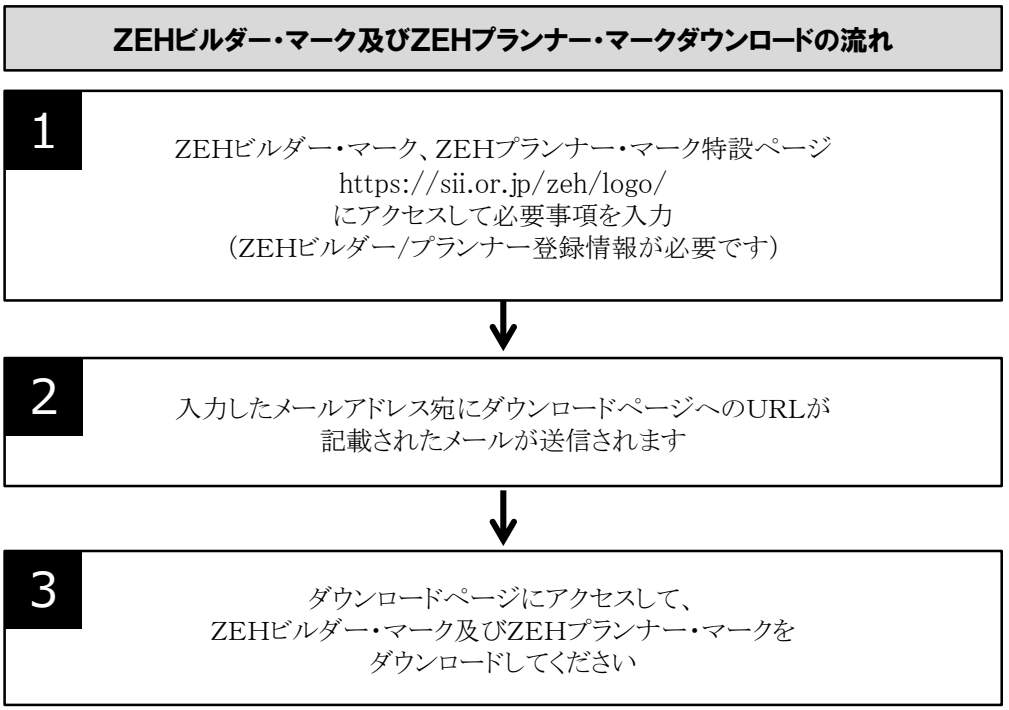

（4）ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に関する注意

① ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マーク使用許諾規定」及び「ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

② ZEHビルダー・マーク、ZEHプランナー・マークの使用申込及びダウンロードは、ZEHビルダー/プランナー1社につきそれぞれ1回となります。
ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った実務担当者が支店、フランチャイズ等のグループ網を代表して使用申込を行ってください。また、グループ網（支店、フランチャイズ等）でZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用する際は、管理者を選定いただく等取扱いには十分にご注意ください。

③ 利用条件に反してZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHビルダー・マーク及びZEHプランナー・マークを除去し、使用を停止してください。

4-3 ZEHマークについて

SIIでは、登録されたZEHビルダー/プランナーを対象として、ZEHマークの使用申込を受け付けています。
ZEHマークは、使用用途によって対象者及び使用条件が異なりますので、「ZEHマーク使用許諾規定」（SIIホームページ上のZEHマーク申込ページ「ZEHマーク使用に関する注意」）を必ずご確認いただき、順守願います。

■ZEHマークのサンプル

（1）ZEHマーク使用申込～ダウンロードまでの流れ

ZEHマークの使用を希望するZEHビルダー/プランナーは、ZEHマーク特設ページにアクセスし、必要事項を入力の上、ZEHマークをダウンロードしてください。

ZEHマークダウンロードの流れ

1. ZEHマーク特設ページ　https://sii.or.jp/zeh/logo2/
にアクセスして必要事項を入力
（ZEHビルダー/プランナー登録情報が必要です）

↓

2. 入力したメールアドレス宛にダウンロードページへのURLが
記載されたメールが送信されます

↓

3. ダウンロードページにアクセスして、
ZEHマークをダウンロードしてください

（2）ZEHマークの使用に関する注意

① ZEHマークの使用に際しては、ダウンロードファイルに同梱される「ZEHマーク使用許諾規定」及び「ZEHマークガイドライン」の内容を必ず確認し、これを順守してください。

② ZEHマークの使用申込及びダウンロードは、ZEHビルダー/プランナー1社につき1回となります。
ZEHビルダー/プランナー登録申請を行った実務担当者が支店、フランチャイズ等のグループ網を代表して使用申込を行ってください。また、グループ網（支店、フランチャイズ等）でZEHマークを使用する際は、管理者を選定いただく等取扱いには十分にご注意ください。

③ 利用条件に反してZEHマークを使用した場合や禁止行為をした場合、ZEHマークの使用停止を通知する場合があります。その際はZEHマークを除去し、使用を停止してください。